Uber Eatsをやるために営業許可はいる?いらない?

行政書士法人シグマ > コラム > Uber Eatsをやるために営業許可はいる?いらない?



今年に入って世界的に流行している新型コロナウイルスによる外出自粛の影響で、街中で"Uber Eats"の文字が入ったカゴを背負った自転車やバイクを見かけることが増えたと感じている方も多いのではないでしょうか。

好きな時間にできてやり方次第ではけっこうな収入にもなるということで、仕事と しても人気が出ているようです。

さて、そんなUber Eatsの配達員のお仕事ですが、内容を考えると「お金をもらって物を運ぶ」という、いわゆる運送業の仕事と同じなので、「なにかしらの許可が必要なんじゃないの?」という疑問をお持ちの方もいるかもしれません。

そこで今回はこの点についてごく簡単に解説してみます。

☑ 自転車なら許可不要

Uber Eatsの配達で一番よく見かけるのが自転車だと思いますが、自転車であれば 許可は不要です。

もちろんUber Eatsに限りませんので、バイク便ならぬ自転車便のようなビジネスであっても許可は要りません。

メインメニュー

- ▶ ホーム
- ▶ 行政書士
- ▶ オフィス
- ▶ お問い合わせ
- ▶ サイトマップ
- ▶ プライバシーポリシー

取扱業務

- ▶ 取扱業務一覧
- ▶ 観光業サポート
- ▶ 運輸業サポート
- ▶ 許認可法務サポート【しぐま365】

許認可ガイド

- ▶ 一般貨物自動車運送事業
- ▶ 一般貸切旅客自動車運送事業
- ▶ 貨物利用運送事業登録・許可
- ▶ 軽貨物運送会社の設立
- ▶ レンタカー業を始めるには?
- ▶ 倉庫業登録
- ▶ 旅行会社の設立:申請手続きから登録 まで
- ▶ 旅行業登録の更新手続きで失敗しない 方法
- ▶ 古物商許可





日和手の人に多いことがかにあた。「クモの配達とすが、大は、足以上の別が、主の人に

クを使用するには許可(厳密には「届出」です。<u>)が必要で</u>「貨物軽自動車運送 Uber Eatsをやるために営業許可はいる? いらない? | 行政書本法法物が考様へ 事業」の届出をする必要があります。

では、排気量が何ccから届出が必要かというと、125ccを超えると届出をしなければなりませんので、一般的な市販車でいうと250ccのバイクから届出が必要ということになります。

皆さんが目にする緑ナンバーをつけたバイク便は、この届出をしています。

排気量が125cc以下であれば特に届出などはいらないので、市販されている原付や原付二種(125cc)のバイクで配達を行うのであれば手続きは不要です。

☑ 車での配達には必須

いまのところ見かけたことはない(ぱっと見てもUbar Eatsの配達とわからない) ため、どの程度使用されているのかはわからないのですが、もし車を使って配達するのであれば必ず何らかの自動車運送事業の許認可が必要になります。

まず、軽貨物車や軽乗用車での配達のためには、バイクの場合と同様に貨物軽自動車運送事業の届出が必要です。

みなさんがよく目にするのは黒いナンバーをつけた「赤帽」でしょうか。最近は、「Amazon」や「ネットスーパー」で注文した商品の配達にも黒ナンバーをつけた 軽貨物車をよく目にします。

☑ 貨物軽自動車運送事業の軽乗用車が使用可能に

貨物軽自動車運送事業は、これまでは、最大積載量の記載のある軽貨物車に限り使用することが認められていました。「規制改革実施計画」を踏まえて、令和4年10月27日より、軽貨物車に加えて軽乗用車でも、貨物軽自動車運送事業に使用できるようになりました。

軽貨物車の最大積載量は350kgですが、軽乗用車を貨物軽自動車運送事業に使用する場合の最大積載量は次の数式で計算した重量となります。

(乗車定員-乗車人数)×55kg

乗車定員4名の車両の運転者1名のみが乗車した場合は、(4名 – 1名)×55kg = 165kgが最大積載量となります。

軽乗用車を貨物軽自動車運送事業へ使用する場合は、あらかじめ最寄りの運輸支局 へ貨物軽自動車運送事業の経営届出を行った上で、軽自動車協会において黒色の事 業用ナンバープレートの発行を受ける必要があります。

また、ほぼありえないと思いますが、もっと大きなキャラバン・ハイエース・プロボックスなどのいわゆるライトバンを使って配達するのであれば、トラック運送業の許可(正式には「一般貨物自動車運送事業」といいます。)が必要になりますが、この許可をとるためには5台以上のトラックを持っているなど厳しい条件があります。

Uber Eatsに自転車を登録して、実際には自家用車で配達していた方がUber Eatsのアカウント停止処分を受けたという話もあるそうですが、法律違反にもなってしまいますので、そういった行為はやめましょう。

- ▶ 【法改正情報】インターネット取引を▶ 【法改正情報】インターネット取引を
 - ▶ 【法改正情報(運送業)】中間点呼や 事業用自動車の車内でも遠隔点呼が実施 可能になりました
 - ▶ 【法改正情報】2024年改正:トラック運送事業の持続的な成長を目指して
 - ▶ 旅行会社が「白タク」を斡旋手配した場合のペナルティ
 - ▶ 令和6年度から変わる国内旅行業務取 扱管理者試験の試験方法とは?受験の流 れについても解説
 - ▶ 2023年4月1日より遠隔点呼制度が変わりました
 - ▶ 報酬額が高い行政書士事務所と安い行政書士事務所は何が違うのか
 - ▶ 自動車運送事業者のための脳健診活用 ガイド
 - ▶ 2022.4.1~対面点呼に代わる遠隔点呼 制度がスタート

武蔵小杉オフィス

神奈川県川崎市中原区新丸子町760番地2 ヴィラ・タルタルーガ502



都庁前オフィス

東京都新宿区西新宿三丁目2番9号新宿ワシントンホテルビル本館2階



グレジットカード決済にも対応

■ Square VISA M ■ TOP

このように、たの場合には計画が必要になっますが、個だっか日子で日にするほと

2024/06/21 14:50 んどのケースでは特に許可を取ったりすることなく配達のお仕事ができます。 Uber Eatsをやるために営業許可はいる?いらない? | 行政書士法**大政党 4**のための

実際に許可が必要な車やバイクをUber Eatsに登録するときには、適切な手続きが済んでいるかの確認があるようなので、知らないうちに違法行為をしていたということになるリスクは低いようです。

これからもどんどん新しいビジネスが生まれてくることになると思いますが、日本 の許認可制度は複雑で広範囲に及んでいますので、ますますビジネスをはじめる前 の適法性チェックが重要になってきます。

そのため我々行政書士の立場からは、新しいビジネスモデルを検討する際には、ぜ ひ許認可の観点からも検討することをおすすめしています。

文:泉谷守信(行政書士)

☑ 業務に関するご相談やご依頼はこちら

武蔵小杉オフィス 044-322-0848

所在地 神奈川県川崎市中原区新丸子町760番地2 ヴィラ・タルタルーガ502

都庁前オフィス **03-5843-8541**

所在地 東京都新宿区西新宿3-2-9 新宿ワシントンホテルビル本館2階

受付 | 平日 9:00-18:00 | 運営 | 😿 行政書士法人シグマ



当法人執筆の行政書士向け書籍が出版されま した。



当法人代表が執筆に参加した行政書士向け書 籍が出版されました。



検索:

検索

武蔵小杉オフィス 044-322-0848 都庁前オフィス

03-5843-8541

受付 平日 9:00-18:00 運営 ※行政書士法人シグマ



Copyrights © 行政書士法人シグマ All Rights Reserved.

